

平成24年(ワ)第49号、第133号 玄海原発差止等請求事件

原告 長谷川照 ほか

被告 九州電力株式会社

国

準備書面3

2012年9月7日

(佐賀地方裁判所民事部合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士板井



弁護士池永



弁護士河西龍太郎



弁護士東島浩



弁護士樋島敏



弁護士長戸和



記

第1 本書面の目的

原告らは、本件訴訟の訴状において、2011（平成23）年3月1日、東京電力福島第一原子力発電所において発生した福島第一原子力発電所事故によってもたらされた未曾有の被害の一端に触れ、被告らが、玄海原子力発電所を稼働することそれ自体が、重大事故が発生した場合に人体や生命に対して極めて甚大な被害を与える可能性が高く、少なくとも、憲法が原告ら個人に保障している生命、身体、健康を維持し、快適な生活を営む権利、すなわち人格権（憲法13条）及び生存権（憲法25条）を侵害していると述べた。

福島第一原子力発電所事故は、原子力発電が、ひとたび重大事故が発生した場合には、膨大な量の放射性物質を自然界に放出させ、人間をはじめとするあらゆる生命体の拠り所となる広大な自然環境を半永久的に汚染し、人々の生命や身体に重大な被害を及ぼすだけでなく、その土地に暮らす人々の生活、財産、生業、人とのつながり、有史以来人々がその土地で培わってきた文化や伝統といった人間社会のあらゆる構成要素を壊滅させる科学技術であることを余すところなく実証した。

また、福島第一原子力発電所事故は、人類が未だ原子力発電という科学技術に内在する破壊的な危険性を制御する術を獲得しておらず、重大事故の発生を防止する術も、重大事故による被害の拡大を阻止する術も、重大事故によってもたらされる被害を事後に回復する術も、満足に持ち合わせていなかつたことを、さまざまと実証した。

原告らは、本件訴訟において、福島第一原子力発電所事故によってもたらされた被害を中心に、原子力発電が原告らにもたらす被害を余すところなく主張立証していく予定であるが、福島第一原子力発電所事故がもたらした被害は余りに甚大で、かつ、極めて広範にわたっており、事故から1年以上が経過した現在もなお拡大を続けている。その被害実態の調査も、ようやく一部の研究者の間で始められたばかりであり（甲B第2号証「福島原発事故による避難住民の被害実態調査報告書」除本ほか）、今後の調査結果を待たなければならない。

もとより、福島第一原子力発電所事故がもたらした被害は、全く無作為に発生し、拡大し続けているわけではなく、そこには被害をもたらす加害の構造が存在することは、過去の公害事件が教えるところである。

そこで、本書面においては、原子力発電によってもたらされる被害を論ずる総論として、被害をもたらす加害の構造について概説するものである。

第2 被害総論

1 福島第一原子力発電所事故は、人類史上、最大、最悪の環境破壊事件、産業公害事件である

福島第一原子力発電所事故は、一国の一民間企業が、原子力発電という科学技術を用いた営利目的の事業活動によって、極めて広範囲にわたる自然環境とその土地に根ざした地域社会を半永久的かつ壊滅的に破壊するに至った史上最大、最悪の環境汚染事件、産業公害事件である。

かつて、水俣病をはじめとする様々な公害事件の被害救済に取り組んだ原田正純医師は、生前、公害が起きて差別が生まれたのではない。公害のような近代化の負（マイナス）の部分は元々差別されている方へしわ寄せが来るのであり、差別があるところに公害が起き、公害被害は弱者に集中すると指摘されている。

原子力発電所事故も、電力消費地である都市圏ではなく、電力消費地から遙かに離れた辺境の過疎地域に危険を集中させる社会的な歪みの中でもたらされた公害であるということができ、また、現在、福島で顕在化している被害の大部分は、高齢者や子供たち、或いは経済的弱者に集中している。

しかし、原告らが本件訴訟の訴状において「ひとたび事故が起きれば、推進者も反対者も、老若男女も、裁判官も、生命のある限りすべての者が被害者になる。だれも勝者はいない。」と述べたように、福島第一原子力発電所事故によってもたらされた被害は、原子力発電の危険を押し付けられた一部地域の住民だけでなく、周辺自治体はおろか国家規模に波及しており、その被害の規模は、かつて我々が経験してきた公害事件を遥かに凌駕している。

当時の内閣総理大臣であった菅直人氏は、「かなり早い段階から最悪のシミュレーションをしていた。200キロ圏の避難が必要とのシミュレーションもあった。200キロといったらもう東京圏が入る。250キロといえばほとんど首都圏全部だ。3000万人だ。避難というレベ

ルを超えてい。大混乱だ。日本が社会的に機能しない状況に陥る。国が国として成り立つかという瀬戸際だった。」と述懐しており（2011（平成23）年9月19日の各紙報道より）、原子力発電事故がもたらす被害の壮絶さを物語っている。

福島第一原子力発電所事故によつてもたらされた被害は、事故から一年以上が経過した現在に至つても収束の兆しすら見えておらず、現在も新たな被害を生み出し、とどまることなく拡大と増幅を繰り返している。

高濃度の放射性物質によって汚染された広大な国土は現在も大部分が手つかずのまま放置されているだけでなく、福島第一原子力発電所からは現在も膨大な量の放射性物質が大気中に放出されている。

被告国によつて事故後に歪められた安全基準は、現在も汚染地域にとどまる人々に被ばくを累積させ、その身体を日々蝕み続けている。郷土を後にした人々は、先行きの見えない避難生活によつて精神的肉体的負荷が累積し、命を落とす者も後を絶たない。

東京電力は、被害者からの除染の要求に対し、拡散した放射性物質は無主物であるなどと言い放つて除染を拒み、その一方で、賠償の要求に対しては、加害者でありながら被害を線引きし切り捨てを行なつてゐる。

被告国や東京電力によつて歪められた安全基準や賠償基準の線引きは被害者間に対立と軋轢を生み出し、地域社会の復興を決定的に阻害しており、生産品や廃棄物として全国各地に流通、拡散された放射性物質は、住民間の対立や軋轢を全国に拡大させてゐる。

しかし、現在、我々が目にしている被害も、福島第一原子力発電所事故がもたらす真の被害のほんの序章に過ぎない。被害は今後も拡大と増幅を繰り返し、やがて、膨大な数の被ばく者やその子孫らの深刻な健康被害として究極化し、「フクシマ」は、史上最大、最悪の環境汚染事件、産業公害事件として人類史に刻まれることとなる。

2 「フクシマ」の被害をもたらした加害の構造

福島第一原子力発電所事故がもたらした未曾有の被害は、一国内の一民間企業に過ぎない電力会社が正当に営利を追及し、そのためにおこなつた正当な事業に偶々に発生した不幸な事象などではない。

原田正純医師は、生前、公害は差別のあるところに起こり、公害の前兆は固有の伝統的文化や生活様式が外圧によつて、急激に破壊されたと

きに始まると指摘されている。

そして、福島第一原子力発電所事故も、東京電力という一民間企業が、国家権力と一体となって原発立地の地域社会を支配し、ただひたすらに利潤を追求し、原発立地の自然環境や地域社会を搾取、破壊し、他方で原子力発電の危険性等を徹底的に隠蔽し続けてきた社会的な歪みが極限に達し、発現したものに他ならない。そして、現在、「フクシマ」で生み出されている被害も、このような加害の構造の中で必然的に生み出され、拡大し、増幅されているものと理解すべきである。

本件訴訟は、「フクシマ」の被害をもたらした原因を技術的な問題に矮小化し、被告らに無責任な釈明を許す場ではなく、「フクシマ」の被害をもたらした根本的な加害の構造を明らかにし、歴史的な批判と反省を被告らに迫るものでなければならない。

無論、このような加害の構造は、今後の審理において実相が明らかになっていくものではあるが、本稿では、東京電力という特定の電力会社に限らず、被告九州電力をはじめとする全ての地域独占の電力会社に通ずる加害の構造として、①国策民営、②徹底した利潤の追求、③本質的な公害企業性、④徹底した情報の隠蔽、⑤地域支配を指摘しておく。

以下、それぞれについて述べる。

(1) ①国策民営

原子力発電事業を最も特徴づけているものは、我が国の原子力発電事業が、一民間企業の事業ではなく、国策として進められてきた国策民営事業だということである。

訴状において指摘しているように、本来、原子力発電は、その莫大な事業コストや桁外れの賠償リスクを考えれば、一国内の一民間企業が手を出せる事業ではない。

これが可能となったのは、被告国が、原子力発電技術の導入から実用化までの研究開発、原子力発電所建設時の資金援助や立地支援、建設後の利潤の確保や賠償リスクの軽減といったありとあらゆる局面において、立法措置、予算措置を含むあらゆる手段を講じて強力に推進してきた国策民営事業だったからである。

そのため、原子力政策を強力に推進する被告国と、その下で現実に原子力発電を実施する電力各社は、原子力発電を行うという目的に

において完全に一体をなしているのであって、このような被告国と電力各社との共同行為性が加害の構造を基礎付ける最大の特徴である。

その結果、電力各社は、自らの責任や能力では到底実施不可能であった原子力発電によって無責任に利潤を追求することが可能となり、その責任は国民に転嫁されることとなった。

また、原子力発電を行うという共通の目的を有する被告国と電力各社との間で、原子力発電の安全性を確保するための規制権限が適正に行使されることは構造的に期待できず、原子力発電の危険性を増幅させる根本的な要因となり、このようにして増幅された原子力発電の危険性が、福島第一原子力発電所事故というかたちで顕在化した。

福島第一原子力発電所事故後の経過を見ても、被告国は、国際社会からの批判を浴びながらも、事故の進捗や被ばくの危険性を隠蔽し、更には住民の許容線量を大幅に引き上げるなど被害の実相を隠蔽し続けるなど被害を拡大させる一方で、被害者に対する賠償範囲を線引きしつつ東京電力に対しては莫大な公的資金を投入し、更には圧倒的な国民世論を無視して関西電力大飯原子力発電所の再稼働を強行するなど、共同加害行為の構造を浮き彫りにしている。

(2) ②徹底した利潤の追求

東京電力をはじめとする地域独占の電力各社を貫く唯一の行動原理は、徹底した企業利潤の追求である。

電力各社のあらゆる行動は、ことごとく企業利潤の追求という一貫した目的と動機によって規律されており、それは原子力発電所の立地から福島第一原子力発電所事故発生、そして同事故以降の行動に至るまで、貫徹されている。

国策民営の恩恵により、電力各社は、コストをかけなければかけるほど利潤を増大できる総括原価方式によって需要やコストを度外視して次々と原子力発電所を建設することが可能となり、独占地域の国民からコストを転嫁した高額の電気料金を徴収しつつ、徹底的に利潤を追求することが可能となった。

電力各社は、原子力発電所を建設するため、過疎地域に広がる自然環境を躊躇なく破壊し、建設後も、放射性物質を大気中に放出し、

海洋には温排水を排出し、施設内には処理する目処も立っていない膨大な放射性廃棄物を積み上げ、立地地域の自然環境を欲しいままに搾取し破壊してきた。

利潤の追求に不要な安全対策はおざなりとなり、原子力発電所の外にあって地域住民を危険に曝し、内にあっては多重下請けの原発労働者を人海戦術による非人道的な被ばく労働に従事させ、労働力の生命、健康を搾取、破壊してきた。

福島第一原子力発電所事故がもたらした自然環境や地域社会の破壊は、それまでに電力各社の利潤追求のために繰り返されて来た自然環境や地域社会に対する搾取、破壊の延長線上にあると考える。福島第一原子力発電所事故によって自然環境に対する搾取と破壊が極限に達し、広大な国土を半永久的に人間の居住を許さないまでに破壊し尽くされ、10万人を優に超える人々が郷里を追われる事態に立ち至ったのである。

一企業の利潤追求のために、これほどまでに、広大な自然環境や地域社会が搾取され、破壊され尽くした産業公害事件は他に類例をみない。

このような電力各社の行動原理は、福島第一原発事故後も全く変わっていない。東京電力は、今まさに重大事故が発生しようとしている間際にあっても、海水の注入による原子炉の無価値化を回避しようとして冷却開始を遅らせるなど、地域住民の危険を増大させた。

東京電力は、福島第一原子力発電所事故を巻き起こしておきながら、なおも自らの利潤の確保を追求し、前記のように自ら撒き散らした放射性物質を無主物と言い放って除染を拒んだり、被害者の切り捨てを敢行している。

そればかりか、関連会社に莫大な利潤を留保しつつ、自らは早々に経営を破綻させ、1兆円を超える莫大な公金の援助を受け、福島第一原子力発電所事故の加害者負担を国民に転嫁し、更には電気料金を値上げして搾取を続けている。今後、莫大な国税と国民から徴収される電気料金が、福島第一原子力発電所事故の事後処理費として、電力各社の関連会社を潤すこととなる。

このように、電力各社が利潤を追求すればするほど被害が生み出さ

れ、あるいは拡大し、増幅していくのである。

(3) ③本質的な公害企業性

上記のように、電力各社は、原子力発電所を建設、稼働することによって利潤を追求するため、立地地域の自然環境を破壊した。原子力発電所を稼働する過程でも、日常的に放射性物質や温排水、膨大な量の使用済核燃料を排出し続けている。

排出された放射性物質や温排水は、全国各地で環境問題を引き起こしており、処理方法も確立していない膨大な使用済み核燃料は、数万年先の子々孫々まで危険に曝すこととなる。

原子力発電所を稼働させるために必要な原発内作業には、自社の従業員ではなく全国各地から「原発ジプシー」と呼ばれる下請け労働者を集め、満足な安全教育も被ばく管理も行わないまま人海戦術による危険な被ばく労働に従事させ、使い捨てにしてきた。このような原発内作業に従事した労働者はすでに数十万人に上るといわれている。

福島第一原子力発電所事故という人類史上最大、最悪の産業公害事件を巻き起こした電力会社は、福島第一原子力発電所事故以前から本質的な公害企業なのである。

福島第一原子力発電所事故は、このような同事故以前から電力各社が有していた本質的な公害企業性が発現したものに過ぎない。

東京電力は、福島第一原子力発電所事故後にあっても、上記のとおり、同事故によって放出された放射性物質は無主物であるなどと主張して公然と汚染地域の除染を拒み、更なる被ばく被害を生み出し続けており、公害企業としての本質を剥き出しにしている。

このように、原子力発電によってもたらされる被害は、電力各社が備えている公害企業としての本質が発現したものに他ならず、電力各社の利潤追求の目的が動機が強固であればあるほど、電力各社は公害企業としての本質をあらわにし、被害が生み出され、あるいは拡大、増幅されることとなる。

(4) ④徹底した情報の隠蔽

原子力発電の歴史は隠蔽の歴史である。

「原子力」は、元来、人間を大量殺戮することを目的として開発さ

れた「核」技術である。原子力は、核の平和利用のスローガンのもと、大量殺戮兵器としての「核」から平和な「原子力」と呼び名を変えて我が国に持ち込まれ、その危険性を徹底的に隠蔽された。

我が国の原子力発電所で生じた無数の事故は徹底的に隠蔽され、国際社会を震撼させたスリーマイル島原子力発電所事故やチェルノブイリ原子力発電所事故の後にあっても、我が国では過酷事故は絶対に生じないなどという原子力安全神話が築き上げられてきた。

原子力安全神話は、原子力発電に対する過信を生み、規制機関はもとより、国民や司法による監視をも骨抜きにし、原子力発電に内在する危険性を増幅させてきた。

福島第一原子力発電所事故は、原子力発電の危険性が徹底的に隠蔽され、そのために蓄積され増幅された危険性が破断したものに過ぎない。

原子力発電をめぐって作り上げられた神話は原子力安全神話だけではない。

被告国や電力各社は、被ばくによるリスクを隠蔽して放射能安全神話を作り上げ、原子力発電がもたらす甚大な環境破壊の危険性を隠蔽して原子力環境神話を作り上げ、原子力発電がもたらす不経済性や非採算性を隠蔽して原子力経済性神話を作り上げ、電力需要や供給量を隠蔽して原子力必要神話を作り上げ、原子力発電を容認する国民世論を作り上げてきた。

これらの神話の多くは、福島第一原子力発電所事故によって完全に破綻することとなったが、「原子力必要神話」は、福島第一原子力発電所事故後も、原子力発電を再稼動しなければ夏場の電力が不足するなどと一大キャンペーンが展開され、安全性が確認されていない大飯原子力発電所の再稼動が強行された。

福島第一原子力発電所事故の莫大な事後処理費用によって完全に破綻したはずの「原子力経済性神話」も、原子力発電への将来依存率を下げるほど電気料金が値上げされるという脅迫へと姿を変えて、国民の関心は、原子力発電の安全性から電気料金の高騰へとすり替えられている。

そして何より、今も汚染地域を席巻している「放射能安全神話」

は、事故後の住民の避難を決定的に遅らせ、多くの住民から寄せられている健康被害の訴えを隠蔽し、現在多くの住民を汚染地域にとどまらせて被ばくのリスクを日々増大させている。さらに、「放射能安全神話」によって汚染地域から流通や拡散された放射性物質は、被ばくのリスクを全国に拡大しているだけでなく、その安全性をめぐる住民間、国民間の対立をも招いている。

このように、被告国や電力各社による徹底した情報の隠蔽は、福島第一原子力発電所事故の発生を招いただけでなく、現在も新たな被害を生み出し、拡大、増幅させている。

(5) ⑤地域支配

上述したように、電力各社は、立地地域の自然環境を欲しいままに搾取し、地域住民の生命、健康を脅かし、労働者の生命、健康を搾取し、国民からは高額な電気料金を搾取し、自らの利潤を極限まで追求してきた。

このような企業活動による自然環境や地域社会からの搾取は、民主主義が正常に機能している限り、個人の尊厳を最高の価値とする我が国において許容される余地はない。

かつて我が国で水俣病という未曾有の公害事件を生み出した加害企業チッソは、独占資本による圧倒的な経済力を背景に、組織的、計画的、継続的に水俣の地域社会を支配し、誰からも掣肘を受けることなく無謀な操業を続け、環境を破壊し、水俣病を発生させた。チッソは、水俣病発生後も今日に至るまで地域社会を支配し続けており、その間、被害者を弾圧、分裂、懐柔し、その被害を一層深刻なものとしている。

しかし、地域独占の電力各社による地域支配は、水俣病の加害企業チッソによるそれを遥かに凌駕している。

地域独占の電力各社は、国策民営の庇護のもと、地域経済はもとより国家経済の頂点に君臨し、政官財による磐石の利益共同体を構築し、国家のエネルギー政策をも左右する影響力を持ち得た。

立地自治体は、原子力発電という超巨大産業の出現と、そこからたら撒かれる巨額の電源三法交付金、原子力発電施設の固定資産税、核燃料税といった原発マネーに理性を失い、政治は腐敗し、汚職が

蔓延し、原子力発電に反対する声などはことごとく封殺された。

地域経済は原子力発電の関連産業に席巻され、元来の産業が衰退し、地域経済はより原子力発電への依存を強め、更なる原発マネーを求めて次々と原子力発電の増設を受け容れた。

地域住民は、生産性の低い生業を捨てて何らかの形で原子力発電に関連した仕事に従事し、生活の糧と引き換えに、原子力発電によつて故郷の自然環境が搾取、破壊され、自身やその家族、友人、知人、地域社会が脅威にさらされることを受け容れざるを得なかつた。

国家レベル、自治体レベル、住民レベルで何重にも原発立地の地域社会を支配した電力各社は、文字通り地域社会の磐石の支配者として、誰からも掣肘を受けることなく立地地域の自然環境や労働力に対する搾取と破壊を繰り返し、徹底的に自らの利潤を追求してきたのである。

福島第一原子力発電所事故は、このような電力各社による何重にもわたる徹底した地域支配がもたらした民主主義の歪みが極限に達して破断したものというべきである。

無論、電力各社による地域支配の構図は、福島第一原子力発電所事故後にあっても衰えるどころか、むしろより強固なものとなつてゐる。

壊滅した地域経済は、望むと望まざるとにかかわらず、加害企業である東京電力から支払われる僅かな賠償金や、福島第一原子力発電所事故の事後処理産業に依存せざるを得ない。

そのような状況下に、東京電力は、加害企業でありながら、被告国と一体となって被害者を線引きし、多くの被害者は僅かな賠償金と引き換えに今も汚染地域に暮らしており、そこでは被ばくの危険性を口にすることすら困難な状況となつてゐる。

加害者によって歪められた被害救済は、被害者の間に摩擦や軋轢、対立と分断を生じさせ、地域の荒廃をより決定的なものとしている。

そして、我々国民の多くも、このような「フクシマ」の圧倒的な被害を目の当たりにしながらも、日本経済を支配する電力各社に自身や親族の生業を支配され、原子力発電を止めれば経済が破綻する、停電が起こり電気料金が高騰するなどといった歪められた報道に生

活を脅かされ、発言を支配され、行動を支配されているのである。

かつて、たかだか民間企業によって、これほどまでに民主主義が破壊され、地域社会に対する支配が貫徹された例はないであろう。

第3　まとめ

このように、福島第一原子力発電所事故によってもたらされた被害は、福島第一原子力発電所事故以前から存在した加害の構造によって必然的にもたらされた被害の延長線上に存在しており、また、原子力発電がもたらす被害とは、原子力発電所事故によってもたらされる被害に限られるものでは断じてない。

原告らは、このような加害の構造によってもたらされる被害の総体を原子力発電がもたらす被害として位置づけ、本件訴訟の審理において明らかにしていく予定である。

以上